奥入瀬川漁業協同組合

内共第３７号第五種共同漁業権

遊漁規則

奥入瀬川漁業協同組合内共第３７号第五種共同漁業権

遊　漁　規　則

（目的）

第１条　この規則は、奥入瀬川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第３７号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、やまめ、こい、いわな、うぐい、にじます、うなぎ、さくらますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁料の承認及び遊漁料の納付義務）

第２条　漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

２　前項の規定による申請は、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

３　組合は、第１項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には第１２条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第１項の承認を受けた者をいう。以下同じ）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第１２条に規定する場合を除き、第１項の承認をするものとする。

４　遊漁者は、直ちに、第７条第１項の遊漁料を同条第２項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第３条　漁場区域では手釣、竿釣、たも網及び四ッ手網以外の漁具・漁法で遊漁してはならない。

２　次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規　　模
た　も　網	口径１ｍ未満、網目１．５ｃｍ以上
四 ッ 手 網	縦１ｍ未満横１．5m未満のもの、網目１．５ｃｍ以上

３　当該漁業権の対象となっている水産動物を採捕する場合は、まき餌を使用してはならない。

（遊漁期間）

第４条　次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚　　種	期　　間
あ　　ゆ	7 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
や　ま　め	4 月 1 日から 9 月 30 日まで
こ　　い	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
い　わ　な	4 月 1 日から 9 月 30 日まで
う　ぐ　い	4 月 1 日から 9 月 30 日まで
に じ ま す	4 月 1 日から 9 月 30 日まで
う　な　ぎ	4 月 1 日から 9 月 30 日まで
さくらます	6 月 1 日から 7 月 31 日まで

（禁止区域等）

第５条　前条の規定による期間内であっても、次の表に掲げる区域においては遊漁をしてはならない。

区　　域
河口より上流　1,000m（開運橋上流端まで）
立石発電所より上流 100m、下流 200m
奥入瀬川支流通称篠田地川のうち奥入瀬川合流点から上流 1,200m 上川原取水口までの区域
鮭築場設置場所より上流 250m、御幸橋より下流 60m藤坂頭首工までの区域

２　前項の規定にかかわらず、さくらますを対象とする遊漁は、次の表に掲げる区域においては遊漁をしてはならない。

区　　域
河口より上流 1,000m（開運橋上流まで）
大堀橋下流端より上流の奥入瀬川本支流
鮭築場設置場所より上流 250m、御幸橋より下流 60m藤坂頭首工までの区域

（全長制限）

第６条　次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚　　種	全　　長
あ　　ゆ	全長 15ｃｍ
や　ま　め	全長 15ｃｍ
こ　　い	全長 15ｃｍ
い　わ　な	全長 15ｃｍ
う　ぐ　い	全長 15ｃｍ
に じ ま す	全長 15ｃｍ
う　な　ぎ	全長 30ｃｍ
さくらます	全長 15ｃｍ

（遊漁料の額及び納付方法）

第７条　遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学生徒又は肢体不自由者のときは表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、２００円（さくらますに関しては５００円）を加算した額とする。

魚　　種	漁具・漁法	遊　漁　料
あ　　ゆ	手　　釣 竿　　釣 た も 釣 四ッ手釣	1 日 1,000 円 1 年 6,000 円
や　ま　め		
こ　　い		
い　わ　な		
う　ぐ　い		
に じ ま す		
う　な　ぎ		
さくらます （あゆ、やまめ、こい、いわな、うぐい、にじます、うなぎを含む）		1 日 3,000 円 1 年 12,000 円

２　遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
　奥入瀬川漁業協同組合事務所（十和田市大字奥瀬字中平７０番地３）

（遊漁承認証に関する事項）
第８条　組合は、第２条第１項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁証認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む）を遊漁者に交付するものとする。
(1) 承認を受けた者の氏名、住所
(2) 承認期間
(3) 魚種
(4) 漁具・漁法
(5) 遊漁区域
(6) 遊漁料の額
(7) 注意事項
(8) その他参考となる事項
(9) 発行者名
２　遊漁承認証の交付は、前条第２項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
３　遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（県内共通遊漁の承認等に関する事項）
第９条　この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第２条、第７条及び第８条の規定にかかわらず、次の表の１年当たりの遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚　　種	漁具・漁法	遊漁料(1 年)
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます（蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手　釣、 竿　釣	15,000 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます（蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手　釣、 竿　釣	8,000 円

２　前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行なうものとする。
　青森県内水面漁業協同組合連合会
３　前項の遊漁承認証に記載する事項は前第１項に準ずるものとする。
４　遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。

５　第１項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第７条第１項に規定する遊漁料を徴収する。

（遊漁に際し守るべき事項）

第１０条　遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

２　遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

３　遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

４　遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

河口より上流１，０００ｍ（開運橋まで）

立石発電所より上流１００ｍ、下流２００ｍ

５　ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

６　遊漁者は、組合が漁業法（昭和２４年法律第２６７号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第１１条　漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

２　漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

⑴ 氏名

⑵ 有効期間

⑶ 注意事項

⑷ その他必要な事項

⑸ 発行者名

（違反者に対する措置）

第１２条　組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

奥入瀬川漁業協同組合

内共第３８号第五種共同漁業権

遊漁規則

奥入瀬川漁業協同組合内共第３８号第五種共同漁業権

遊　漁　規　則

（目的）

第１条　この規則は、奥入瀬川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第３８号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（ひめますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁料の承認及び遊漁料の納付義務）

第２条　漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

２　前項に規定する申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

３　組合は、第１項の規定による申請があったときは、第１２条に規定する場合を除き、第１項の承認をするものとする。

４　遊漁者（第１項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）は、直ちに第７条第１項の遊漁料を同条第２項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第３条　漁場区域では手釣及び竿釣以外の漁具・漁法で遊漁してはならない。

（遊漁期間）

第４条　次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚　　種	期　　間
ひめます	5月1日から12月31日まで

（禁止区域）

第５条　前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区　　域	期　　間
蔦沼全体	9月1日から10月10日まで

（全長制限）

第６条　次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚　　種	全　　長
ひめます	全長　15㎝

（遊漁料の額及び納付方法）

第７条　遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、１００円を加算した額とする。

魚　　種	漁具・漁法	期　　間	遊　漁　料
ひ　め　ま　す	手　　釣 竿　　釣	１　　日 １　　年	400円 3,000円

２　遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

奥入瀬川漁業協同組合事務所（十和田市大字奥瀬字中平７０番地３）

（遊漁承認証に関する事項）

第８条　組合は、第２条第１項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁証認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所
(2) 承認期間
(3) 魚種
(4) 漁具・漁法
(5) 遊漁区域
(6) 遊漁料の額
(7) 注意事項
(8) その他参考となる事項
(9) 発行者名

２　遊漁承認証の交付は、前条第２項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

３　遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（県内共通遊漁の承認等に関する事項）

第９条　この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第２条、第７条及び第８条の規定にかかわらず、次の表の１年当たりの遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚　　種	漁具・漁法	遊漁料(1 年)
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます（蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手　釣、竿　釣	15,000 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手　釣、竿　釣	8,000 円

２　前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行なうものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会

３　前項の遊漁承認証に記載する事項は前第１項に準ずるものとする。

４　遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。

５　第１項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第７条第１項に規定する遊漁料を徴収する。

（遊漁に際し守るべき事項）

第１０条　遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

２　遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

３　遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

４　遊漁者は、蔦沼の全湖底をかくはんしてはならない。

５　ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

６　遊漁者は、組合が漁業法（昭和２４年法律第２６７号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第１１条　漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

２　漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

⑴ 氏名

⑵ 有効期間

⑶ 注意事項

⑷ その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）

⑸ 発行者名

（違反者に対する措置）

第１２条　組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。